

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和5年9月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

令和5年10月4日。ただし、年齢については、令和5年10月22日。